指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業
運営規程

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

最終改定日　令和６年４月１日

株式会社　ケアあおもり
ヘルパーステーション　きらら
〒０３０－０９６２
青森市佃１丁目２２－３
電　話　０１７－７４２－５２５２
ＦＡＸ　０１７－７１８－７９７７

指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の運営規程

ヘルパーステーション　きらら

（事業の目的）

第１条　株式会社ケアあおもりが運営するヘルパーステーションきらら（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態等となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営方針）

第２条　運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）　指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとする。

（２）　自らその提供する指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（３）　指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供に当たっては、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

（４）　指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい様に説明を行う。

（５）　介護予防訪問介護相当事業においては、介護予防訪問介護計画の作成後は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、モニタリング結果を介護予防訪問介護相当事業に報告するものとする。

（６）　指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

（７）　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

（８）　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（９）　指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１） 名　称：ヘルパーステーション　きらら

（２） 所在地：青森市佃１丁目２２－３

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条 この事業者に勤務する従業者の職種、員数及び、職務内容は、次のとおりとする。

（１） 管理者　１名・介護福祉士（常勤職員）「サービス提供責任者を兼務」

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２） サービス提供責任者　１名・介護福祉士「管理者を兼務」

サービス提供責任者は、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

（３） 訪問介護員　１３名以上（うち常勤１名）

ただし、業務の状況により、増減できるものとする。

訪問介護員は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業の提供を行う。

（４）運転手　１名

一般乗用旅客自動車運送事業サービスの運転業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１） 営業日：日・月・火・水・木・金・土・祝日

（２） 営業時間：９：００～１８：００とする。

（３） サービス提供時間：２４時間とする

（４） 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第６条 指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び青森市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業が法定受領サービスであるときの負担額は、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じその１割、２割又は３割とする。

２　前項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

3　指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけるものとする。

4　法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（1）　訪問介護

①　身体介護（要介護１～５の方）

食事介助	食事を行う為の準備、食事状態の観察、食事の確認、摂取行為の援助、食後の下膳、食事の観察、摂取状態や摂取量の記録
入浴介助	入浴前の浴室の観察、体調把握と入浴の観察、浴室・脱衣所から居室までの移動の援助、着衣更衣の援助、洗体援助、浴槽移動の援助、浴槽内の姿勢保持、体拭取り援助、入浴後の状態観察、入浴援助の記録
排せつ介助	汚染の有無の確認、排せつ希望の確認、トイレ又はポータブルトイレの移動・移乗の援助、排せつ行為の援助、後始末の援助、トイレ又はポータブルトイレの洗浄、汚染時の清拭・洗浄、汚染した衣類の交換と後始末、排せつ確認の記録
通院介助	病院に通院の際の介助、通院介助の記録
更衣介助	脱衣する更衣の環境の整理、脱衣更衣の順序の説明、脱衣の確認、脱衣した衣類の整理、脱衣前から脱衣終了までの状態観察、着衣となる衣類の準備と確認、着衣更衣の順序の説明、衣類の確認、着衣前から着衣後までの利用者の状態観察、更衣介護の記録
起居就寝介助	臥位状態の確認、起居動作の説明、起居の説明、臥位状態の観察、座位又は立位状態の観察、就寝への動作の説明、就寝動作、就寝動作の観察、起居就寝の記録
ベットサイド	おむつ交換、体位交換、ベットメイク、身体清拭、整容援助
その他	必要な身体介護を行います。

②　生活援助（要介護１～５の方）

買い物	買い物の確認、実施の確認、利用者の買い物に対する意欲の確認、買い物内容の把握と確認、金銭授受に対する手続きとその確認、代用品の確認、特定品の確認、買い物、購入品の確認、

	金銭収支の計算と記録、買い物状態の観察、レシート・領収書の特定場所への保管、買い物記録
調理	献立の確認、実施の確認、利用者の食事に対する意欲の把握、一連の調理の流れの把握と説明、調理の準備、調理の実施、できあがった食事の保管、調理に使用した器具の洗浄と整理、使用した食材料の残りの保管整理、ゴミの整理、調理場の清掃
洗濯	洗濯の確認、実施の確認、利用者の洗濯に対する意欲の把握、利用者の洗濯物の選別、洗濯、洗濯物の脱水と干し、乾いた洗濯物の取り込み、洗濯物の整理、アイロンの必要な洗濯物のアイロンかけ、洗濯場所、物干し場所、整理場所の後片付けの確認
清掃	掃除の確認、実施の確認、利用者の掃除に対する意欲の把握、掃除内容の把握と確認、掃除道具の確認、掃除、掃除の後片付け、ゴミの処理、掃除場所の後片付けの確認
その他	関係機関への連絡など必要な措置。

③　通院等乗降介助（要介護１～５の方）

車両への乗車・降車の介助、乗車前後の屋内外での移動等の介助、通院先・外出先での受診などの手続き・移動などの介助。

（２）　介護予防訪問介護相当事業（事業対象者・要支援１・２の方）

自立支援を目的とした「身体介護」や「生活援助」等を行うものとする。

ご自身ができることはご自身で行って頂くことを基本とし、出来ない部分や困難な部分をご利用者様と一緒に行うものとする。

（３）　指定訪問介護、介護予防訪問介護相当事業は次の事は行わないものとする。

① 医療行為
② 利用者又は家族からの金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑦ 利用者又は家族に対し行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（一般乗用旅客自動車運送事業）道路運送法第４条許可・福祉輸送限定
第７条　東北運輸支局・平成２６年６月１９日付け東自旅二第４５７号許可

（通常の事業の実施地域）

第８条 通常の事業の実施地域は、青森市の区域とする。

通常の事業の実施地域内・地域外の居宅において指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業を行う場合は、交通費は無料とする。

（衛生管理等）

第９条　事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

（緊急時における対応方法）

第１０条　訪問介護員は、現に指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　指定訪問介護、介護予防訪問介護相当事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

３　利用者に対する指定訪問介護、介護予防訪問介護相当事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１１条　指定訪問介護、介護予防訪問介護相当事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

第１２条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１３条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）　虐待防止のための指針の整備

（３）　虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１４条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画という。」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第１５条　事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　訪問介護員等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修　　採用後１ヶ月以内

（２）継続研修　　年２回以上

２　従業者及び従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす事がないよう、従業者である間及び従業者でなく亡くなった後においても、これらの者に秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

４　事業者は、適切な指定訪問介護〔指定介護予防訪問介護相当事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　事業者は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存するものとする。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

６　この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社ケアあおもり代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成２６年３月１日から施行する。

この規程は平成２６年４月１日から施行する。

この規程は平成２６年１２月２日から施行する。

この規程は平成２７年４月１日から施行する。

この規程は平成２７年６月１日から施行する。

この規程は平成２７年８月１日から施行する。

この規程は平成２７年１１月１日から施行する。

この規程は平成２８年５月１日から施行する。

この規程は平成２９年５月８日から施行する。

この規程は令和元年５月１日から施行する。

この規程は令和２年10月１日から施行する。

この規程は令和３年４月１日から施行する。

この規程は令和４年11月１日から施行する。

この規程は令和５年４月１日から施行する。

この規定は令和６年４月１日から試行する。